

## 各府省等における研究開発事業の実施状況等について

### 1 検査の背景

#### (1) 我が国の科学技術政策の概要

我が国における科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)の振興に関する施策は、科学技術基本法に基づいて行われている。政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画(基本計画)を策定しなければならないとされており、その策定に当たっては、あらかじめ、内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議(平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。「CSTI」)の議を経なければならないとされている。基本計画には、研究開発(基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。)の推進に関する総合的な方針等を定めることとされ、8年度から、1期5か年ごとに策定されている。

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行うCSTI、科学技術の振興に関する施策を実施する府省等、府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人等の研究開発の実施主体により実施されている。

CSTIは、内閣総理大臣等の諮問に応じて、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための科学技術に関する予算(科学技術関係予算)等の資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議することなどを所掌事務としている。科学技術関係予算のうち26、27両年度について区分したところ、科学技術に関し研究開発を行うべき個別課題(研究開発課題)を決定し、実施する事業(研究開発事業)に要する経費(運営費交付金のうち、あらかじめ研究開発事業を行うものとして算定されている額を含む。「研究開発事業経費」、府省等や国立大学法人等における研究施設等の整備及び更新、運営、維持管理等に要する経費(施設整備等経費)等の経費で構成されている。

また、CSTIは、研究開発課題等を公募し、競争的資金等(注1)の研究開発の資金を研究者等に配分する制度(公募型研究資金制度)に関して、研究開発事業を実施する府省等に毎年度依頼し、国全体の公募型研究資金制度における資金の配分状況を分析し、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資するために、研究開発課題ごとの研究者、配分金額等の研究開発の資金の配分状況に係る情報の提供を、府省等から受けることとしている。そして、この情報提供は、文部科学省が主担当としてシステムの保守及び運用を担い、関係府省の協力の下に、研究開発の管理業務の効率化を図るとともに、研究者の利便性の向上を図ることなどを目的とした府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行われることとなっている(e-Radの18年度から27年度までの間の開発・運用経費43億円)。

(注1) 競争的資金 研究開発の資金を配分する機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発の資金であり、毎年度内閣府が競争的資金を配分する制度の一覧を公表している。

#### (2) 各府省等が実施する研究開発事業の概要

科学技術関係予算に研究開発事業経費を計上し、研究開発事業を実施しているのは内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省(これらを「各府省等」)である。研究開発事業は、その実施体制により、主として次の2種類に区分される。

① 研究開発の資金を配分する各府省等又は各府省等から補助金、委託費又は運営費交付金(研究開発事業経費に限る。)の交付を受けて研究開発の資金を配分する独立行政法人等(これらを「資金配分機関」)が公募等により研究開発課題等を決定し、研究機関又は研究者個人(資金配分先)に対し補助金又は委託費の交付により研究開発の資金を配分して研究開発を実施させる事業である資金配分事業

② 各府省等において施策の実施等に必要な研究開発課題等を決定し、研究開発の担当部署において研究開発を実施する事業である直接実施事業

このうち、研究開発事業の予算額の約8割を占める資金配分事業には、文部科学省の科学研究費助成事業など、競争的資金の配分を行う制度(競争的資金制度)が含まれている。基本計画によれば、競争的資金の配分に当たり、研究費の有効活用のため、不合理な重複及び研究者個人の適切なエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を超えた過度の集中の排除を徹底する必要があるとあり、資金配分機関は、e-Radにより府省横断的に競争的資金制度間で情報を共有し、活用することにより重複等のチェックを実施すること、研究機関等に研究者のエフォートの管理の徹底を求めるとともに、e-Radを運用して競争的資金を適切かつ効率的に執行することなどとされている。

そして、各府省等は、優れた研究開発を効果的・効率的に推進するため、評価を実施して、そのうち事後評価は、研究開発課題の終了時に、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究開発課題の発展への活用等を行う終了時の評価とされている。

また、研究開発課題を実施する研究機関等は、新しい技術、知見等の内容を権利化し、実用化に確実につなげることなどのために、自らの判断により、所属する研究者が職務上生み出した発明、考案、植物新品種、意匠等について、研究者から特許等を受ける権利を承継するなどして特許出願等を行い、特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権(特許権等)を取得している。国が特許権等を取得した場合は、国有財産として国有財産台帳に登録して管理することとされている。そして、国の資金を原資とする委託契約による研究開発については、研究開発の成果の効率的な活用・普及を促進するなどのために、産業技術力強化法により、従来は委託者である国等に帰属することとしてきた特許権等を、一定の事項について受託者である研究機関等が約した場合に、国等が受託者から譲り受けないことを可能とする日本版バイ・ドール制度が導入されている。

## 2 検査の着眼点

(注2)  
26、27両年度に10府省等が実施した研究開発事業計515事業等を対象として、研究開発事業経費の執行、配分等の状況はどのようになっているか、CSTIは科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報を適切に収集しているか、研究開発課題等の決定に当たりe-Radを活用するなどして審査が適切に行われているか、研究開発はその進捗状況に応じ、適切に評価が行われているか、日本版バイ・ドール制度は適切に運用されているか、特許権等は国有財産台帳に適正に登録されているかなどに着眼して検査を実施した。

(注2) 10府省等 内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

## 3 検査の状況

### (1) 研究開発事業経費の執行、配分等の状況

CSTI及び各府省等は、一部の事業を除き、研究開発事業経費の執行状況を統一的に把握することとはしていなかった。そこで、前記の515事業を整理すると、支出額は26年度401事業7986億円、27年度389事業8702億円、翌年度繰越額は26年度920億円、27年度264億円、不用額は26年度255億円、27年度210億円、支出額全体の81.7%が資金配分事業によるものとなっていた。

CSTIが研究開発事業経費の執行状況を把握しているかをみると、計490事業(515事業の95.1%、支出額1兆6177億円)については把握することとしておらず、翌年度繰越額に基づく事業の進捗状況の分析や、不用額に基づく予算の見積額の適否等の分析を行うことができないことから、CSTIが収集している情報は科学技術関係予算全体の適切な配分の検討に十分資するものとなっていないおそれがある。

研究開発の資金の配分状況に係る情報について、資金配分機関がe-Rad上でCSTIに提供を承認する手続(開示承認手続)の実施状況をみると、26年度に実施した競争的資金制度に係る研究開発事業128事業の大部分では、分析等に必要な情報が適時適切にCSTIに提供されていない状況となって

いた。特に、厚生労働省において開示承認手続が行われていないものが多く見受けられた。

## (2) 研究開発課題等の決定等の状況

資金配分機関による研究開発課題等の採択結果及び交付・配分決定の情報のe-Radへの登録状況を見ると、研究開発事業128事業の大部分では、他の資金配分機関に対するe-Radを通じた情報の提供が遅滞するなどしているため、資金配分機関は、研究開発課題等の決定に当たり行うこととされている不合理な重複及び過度の集中の排除にe-Radを十分に活用できない状況となっていた。特に、厚生労働省において情報が登録されていないものが多く見受けられた。

e-Radを通じてCSTIに提供された26年度のエフォートの情報について、研究者117人のe-Rad上のエフォートの合計値が100%を超えていて、当該研究者に係る研究開発課題494件(配分金額計23億円)のe-Rad上のエフォートは適切なものとなっていなかった。そして、117人は過度の集中に該当する者ではなかったものの、過度の集中の有無の確認に必要な情報が、正確に他の資金配分機関に提供されておらず、e-Radは、資金配分機関における研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中の有無の確認に活用し過度の集中を排除することを支援するという本来の機能を十分発揮していない状況となっていた。

## (3) 研究開発の評価及び研究開発終了後の目標達成等の状況

26、27両年度に事後評価を実施した研究開発事業は、26年度146事業、27年度112事業となっていた。そして、基準段階未満となった研究開発課題は、9事業の43件(支払額計6億3642万円)となっていた。この9事業のみが基準段階以上と未満の両方を評価しており、その理由は、全て応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業であり、事業計画書等において研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標が実施予定時期と関連付けられて設定されていたことから、目標の達成度合が明確に判定できたと考えられる。

## (4) 研究開発の成果の活用等の状況

### ア 日本版バイ・ドール制度の運用状況

資金配分機関は、国の資金で研究開発を行う際の委託契約書に、研究開発の成果が得られた場合の報告等の義務を資金配分先に課すことを条件として、研究開発の成果に係る特許権等を資金配分先に帰属させる条項(バイ・ドール条項)を設けている。

26年度中に国の資金を原資とした委託契約の成果について特許権の登録、実施権の許諾、特許権の移転又は廃棄のいずれかを行っていた12法人について、バイ・ドール条項に基づく報告等の状況をみると、資金配分先8法人は、28年4月1日時点で、特許権の登録等が行われた特許権計203件のうち165件(特許権に係る研究開発を行った委託契約68件、支払額計226億円)について、特許権の登録等から1年以上経過しているのにバイ・ドール条項に基づく資金配分機関への報告を行っていなかった。そして、8法人において報告を行っていなかった理由は、法人において、バイ・ドール条項に基づく報告義務等がある特許権であることを把握した上での特許権の管理が十分でなかったり、法人内の特許権の管理部門と研究開発の実施部門との間の情報共有等が十分でなかったりなどしたことによるものであった。8法人と委託契約を締結している資金配分機関は、委託契約の締結時等に資金配分先に報告等の義務について周知を行っているもの、資金配分機関において資金配分先における特許権等の取得及び活用の状況を十分把握できないため、資金配分機関がバイ・ドール条項の適用のある特許権等の効率的な活用や普及の促進の検討を十分に行うことができないおそれがある状況となっていた。

### イ 国の特許権等に係る管理等の状況

直接実施事業を実施する6省等<sup>(注3)</sup>(11部局等)のうち警察庁は、特許等を受ける権利の研究者からの承継手続に係る書類を作成しておらず、承継手続が適切に行われたことが確認できない状況となっていた。

6省等が保有する特許権等の国有財産台帳への登録状況を見ると、警察庁及び厚生労働省は、取得から1年以上経過している特許権26件を登録していなかった(国有財産台帳に記録した後の

台帳価格計0円)。また、厚生労働省及び国土交通省は、実施権の許諾による収入がある計11件の特許権の価格改定を行っておらず、28年4月1日時点で0円(誤びゅう訂正後の台帳価格計1309万円)のままとしていた。

(注3) 6省等(11部局等) 警察庁(科学警察研究所)、総務省(消防庁)、厚生労働省(国立保健医療科学院、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所)、国土交通省(国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象研究所)、環境省(環境調査研修所、原子力規制委員会)、防衛省(防衛装備庁(平成27年9月30日以前は技術研究本部))

#### 4 所見

CSTI及び各府省等において、次の点に留意して、研究開発事業の実施等を行うことが必要である。

ア 科学技術関係予算の適切な配分の検討に資する情報の収集について、

(7) CSTIにおいて、科学技術関係予算の全体像を把握して、科学技術関係予算の適切な配分の検討に資するために、研究開発事業経費の執行状況に係る情報を収集して、把握することを検討すること

(イ) 厚生労働省等において、研究開発に関して総括する部局等が開示承認手続の進捗状況を確認するなどして、CSTIの依頼に応じ、開示承認手続が適時適切に行われるようにすること

イ 研究開発課題等の決定等について、

(7) 厚生労働省等において、他の資金配分機関が研究開発課題等を決定するに当たり、不合理な重複及び過度の集中の確認を効率的に実施できるように、研究開発に関して総括する部局等が採択結果等の情報のe-Radへの登録状況を把握するなどして、e-Radへの登録を速やかに行えるようにすること

(イ) 文部科学省において、研究開発課題等の決定に当たり、過度の集中を排除することを支援するというe-Radの本来の機能を十分発揮させるよう、科学研究費助成事業の研究開発課題に関する情報を一括してe-Radに登録する際に、登録、確認方法等を検討するなどして、エフォートの合計値が100%以下となっているかを十分確認できるようにすること

ウ 応用研究又は開発研究を対象に含む研究開発事業を実施する各府省等において、目標の達成度を明確に判定できるよう事業計画書等であらかじめ研究開発の実施予定項目とその達成すべき目標を実施予定時期と関連付けて設定して、研究開発の評価の効果的な実施に努めること

エ 研究開発の成果の活用等について、

(7) 委託事業を行う資金配分機関において、日本版バイ・ドール制度を適切に運用するために、資金配分先に対して、バイ・ドール条項に基づく報告等の義務があることを委託契約の終了時にも周知したり、資金配分先における体制が適切に報告等を行うことのできるものとなっているかを確認したりなどすることを検討すること

(イ) 警察庁において、今後の特許出願等を行う見込みなどを踏まえ、職務発明規程を整備するなどして特許等を受ける権利の承継手続を明確にすることを検討すること

(ウ) 警察庁及び厚生労働省において、取得した特許権の全てを国有財産台帳に適正に登録すること、厚生労働省及び国土交通省において、実施権の許諾による収入がある全ての特許権について、年度末に収入額を基に台帳価格の改定を行うこと

オ CSTIにおいて、アからエまでの事項について、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の立案及び総合調整事務等の一環として調査審議の参考にするなどして、引き続き科学技術政策の司令塔としての機能の強化に努めること

本院としては、今後とも各府省等における研究開発事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。